

○南島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

南島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号利用法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿（同法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿をいう。以下同じ。）の作成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	南島原市福祉医療費の支給に関する条例（平成18年南島原市条例第103号）によ

	る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	南島原市営住宅条例（平成18年南島原市条例第165号）による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	法定外予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定及び要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	南島原市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	南島原市営住宅条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	法定外予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの